

The background features a light blue-to-white gradient. A dark grey vertical bar is positioned to the left of the word 'HIRAKATA'. A white square is located in the upper right quadrant. A thin horizontal line crosses the middle of the page. A thin vertical line is on the left side. A thin curved line starts from the left edge and curves upwards towards the center.

HIRAKATA
CITY

総合計画基本構想

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 前文（総合計画策定の趣旨）

- 本市は平成9年（1997年）に市制施行50周年を迎えました。昭和22年（1947年）8月1日、府内で12番目に市制を施行した本市の当時の人口は4万人余りでしたが、昭和30年（1955年）に津田町と合併。その後、高度経済成長期に急激な都市化が進展し、現在では40万人を超える人口を擁する都市となりました。
- 本市は、昭和62年（1987年）、第3次総合計画を策定し、「緑と文化を育む、人と人とのふれあいのあるまち、枚方」を本市の将来像として捉え、都市基盤の整備、福祉・教育・文化など充実を図りながら、その実現に努めてきました。
- 現在、本市を取り巻く状況は、大きく変化しています。少子・高齢化の進展により、本市の人口推移についても減少傾向が予測されるとともに、日本経済が低迷するなかで市税収入等が落ち込み、本市の財政状況の悪化が進んでいます。従来のような人口と経済の成長に支えられた右肩上がりの税収増加を前提にしたまちづくりを見直し、新たな観点でまちづくりをすすめる必要があります。
- 地方分権が進展し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、市民に身近な地方自治体の主体性と総合性を高めていくことが求められています。行政による情報の開示、説明責任の履行を基礎に、あらゆる場面で市民参加の促進を図り、市民・事業者・行政の協働を実現することが必要です。
- さらに、^{*}オゾン層の破壊や地球温暖化、酸性雨問題など地球レベルでの環境問題が顕在化し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の見直しが求められています。まちづくりのあらゆる場面において、環境への負荷をできる限り小さくし、持続可能な発展をめざすことが必要です。
- また、21世紀のまちづくりにおいては、これまでのように「モノ」を中心に考えるのではなく、人と人のつながりや「心」を重視しなければなりません。地域の歴史や文化、環境を大切にしながら、新たなまちの魅力を創出し、人々が愛するまちをめざす必要があります。
- そこで、私たちがめざすまちの姿とまちづくりの基本目標を改めて探求し、市民・事業者・行政が協働^{*}して取り組む基本方向を確立するため、市民の叡智を集めて、平成27年度（2015年度）を目標年度とする新たな枚方市総合計画を策定するものです。
- なお、本計画については、その達成状況等を定期的に検証し、必要に応じて改定するものとします。

2. 前総合計画の総括

まちづくりは、過去から未来へと積み重ねられる歴史的な営みの上に、進められるものです。そこで、新たな総合計画の策定にあたって、まず、これまでの基本構想の総括を行います。

2-1 これまでの総合計画基本構想

第1次総合計画

全国有数の人口急増都市となり、一部で無秩序な宅地開発が問題となっていた昭和44年（1969年）、本市は乱開発を防ぎ秩序あるまちを形成するため、最初の総合計画を策定しました。同計画では、昭和60年（1985年）を目標年次に、適正人口を42万人から47万人に設定し、昭和41年（1966年）に実施した総合計画基礎調査で明らかにされた基本構想を継承し、「きれいな空気と水に恵まれ、あらゆる機能を備えながら整然として伸び、福祉のゆきとどいた緑のまち」をめざすとしてしました。

第2次総合計画

昭和48年（1973年）の第1次石油ショック以後、高度経済成長期の反省から開発のあり方や人の生き方などの価値観が見直される気運が広がり、昭和52年（1977年）、本市は総合計画を改定しました。小中学校の建設に追われ、都市基盤の整備が遅々として進まないなか、第2次総合計画においては、まちづくりの方向を「市民生活優先・福祉の向上・ゆとりとうるおいのある都市建設」と定め、本市の性格を「住宅機能を重点とした多機能都市」として再認識しました。また、目標年次である昭和60年（1985年）の目標人口は40万人に下方修正しました。



第3次総合計画

人口微増期に入り、義務教育施設の建設も一段落し、新たなまちづくりに取り組むための主体的条件が備わったことから、昭和62年（1987年）、本市は、市制施行40周年を機に、再び総合計画を改定しました。目標年次を平成12年（2000年）とし、上限人口を45万人と設定した基本構想では、本市の将来像を「緑と文化を育む、人と人とのふれあいのあるまち、枚方」としました。

そして、下水道・道路・公園・枚方市駅の高架化などの都市基盤整備に全力を傾けるとともに、公民館・図書館・美術センター・総合スポーツセンター・地域体育館・野外活動センターなどの社会教育施設の建設を進め、それぞれの施設を拠点に積極的な社会教育・文化・スポーツ活動を展開してきました。また、総合福祉会館を建設し、21世紀の本格的な高齢社会に備えて、高齢者の在宅福祉サービスおよびこれを支える施設サービスの拡充などに努めたほか、全市域での高度浄水処理水の供給も実現しました。

しかしながら、ごみの減量化や適正処理のための新たな清掃工場の新設など環境問題への取り組みや、本市の中心市街地である市駅周辺の特徴ある地域としての再整備、本市の東部地域を人々が住み・創造し・憩う21世紀の新しいまちとして形成する課題等については、その緒についたばかりだといえます。

2-2 これまでの総合計画基本構想の評価

これまで3次にわたって策定された総合計画基本構想は、時代状況に促した強調点の違いはあるものの、「環境（自然）」「住宅機能」「多機能」「文化」「ふれあい」といった諸点に注目し、ゆとりのある自然環境に恵まれながら、さまざまな都市機能や魅力を持ったまちをつくることを一貫してめざしてきたといえます。

日本社会が人口減少時代に入り、地方分権の進展によって自治体が個性豊かなまちづくりを進めるために、主体的で総合的な力量が問われる時代を迎えた今、これまでの基本構想で示した方向を基本的に引き継ぎ、21世紀の新しい枚方の創造をめざすことが重要です。

3. 総合計画策定の背景

時代背景

— 国・地方を通じた変化 —

○地方分権の推進

平成12年（2000年）4月、地方分権一括法が施行され、地方分権時代の本格的な幕が開きました。各自治体においては、今後一層、地域の個性を生かしたまちづくりが求められます。

また、地方分権を進めるということは、地域のことは地域で責任を持って決める自治を強化することであり、そのためには行政だけでなく、市民・事業者と行政が協働してまちづくりを行うことが求められています。

○人口構造の転換

平成7年（1995年）における全国の人口構成比は、14歳以下が16.0%、15～64歳が69.5%、65歳以上が14.6%でしたが、21世紀半ばの平成62年（2050年）には、14歳以下が13.1%、15～64歳が54.6%、65歳以上が32.3%という、3人に1人が高齢者となる超高齢社会になると予測されています。

人口動向についても、全国では平成17年（2005年）をピークに減少傾向に、大阪府においても、将来的には減少傾向に転じると予測されています。また、少子・高齢化の進行により、生産年齢人口と非生産年齢人口の逆転、そして、世代間負担システムの変化などが生じると予想されています。

○地球環境を視野に入れた政策形成の必要性

都市・生活型公害や廃棄物問題などの地域環境問題、さらに地球温暖化などの地球環境問題など、環境問題が空間的広がりや将来の世代への影響という時間的広がりを持つに至り、人類の生存基盤を脅かそうとしています。

これらの問題は、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムや浪費型のライフスタイルが共通の要因となっており、私たちの日々の生活スタイルや社会経済活動の変革が重要となっています。

○バブル経済崩壊、景気低迷等の経済情勢の変化

バブル経済の崩壊に伴う不良債権問題の処理が未だに終わらず、また、少子・高齢化の進展に伴う年金・保険問題などを抱えているため、国民の日本経済の先行きに対する不透明感と将来所得に対する不安感は依然として強く、景気の先行きは、引き続き楽観が許されない状況にあります。

また、人口減少時代の到来が予想され、いわゆる生産年齢人口の占める割合が低下することから、もはや従来のような「右肩上がり」の経済成長や税収増を期待することは困難です。

○情報化の進展

情報技術（IT）革命が進展するなかで、社会のさまざまな分野で情報化が浸透し、情報に対する需要が増大しています。平成11年（1999年）における日本のインターネット人口は約2700万人と前年比の約6割増と急激に増加しています。また、地方自治体のホームページ開設率も平成11年（1999年）度末では70%を超えており、さらに、企業におけるインターネットの利用率は80.0%に及んでいます。

このような状況のなかで、市民生活の向上と産業など地域活性化を図るため、また、行政情報の公開を促進するために、地域の情報化を進める必要性が高まっています。

枚方市を取り巻く状況 — 転換期を迎える枚方市 —

○人口増加の落ちつきを経て、人口減少の時代へ

本市の人口動向は、昭和30年以降に急速に人口増加を遂げ、昭和60年代に入って微増傾向に変化しています。周辺の自治体をみると、昭和45～50年まで急速な人口増となった寝屋川市、守口市、門真市、大東市については昭和50年代にすでに微増傾向・減少傾向に変化する一方、八幡市、交野市、京田辺市、生駒市については増加傾向が継続しており、大都市から周辺都市への人口移動は本市を越え、さらに郊外地へと広がっているといえます。

一方、我が国の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少傾向に入り、大阪府においても人口が減少すると予測されています。こうした動向を反映し、本市においても平成25年（2013年）をピークに人口減少の時代に突入すると予測しています。

○急速に進む本市の高齢化

平成7年（1995年）の国勢調査によると、本市の高齢化率は9.5%で、全国（14.6%）、大阪府（11.9%）と比較すると低いものの、人口急増期に流入した市民の年齢層が特定の層に集中しているため、今後、急激に高齢化が進展するものと予測されます。今回行った将来人口推計では、平成27年（2015年）における高齢化率は、23.2%と予測しています。

また、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口の総人口に占める割合は、平成7年（1995年）から平成27年（2015年）にかけての20年間で、約74%から約62%へと減少すると予測しています。

○伸び悩む税収

本市の地方税収入の推移をみると、個人市民税・法人市民税ともに平成5年（1993年）以降、伸びておらず、特に法人市民税については、その割合が低下しています。

昭和40年代以降、本市の税収が堅調に増加してきたのは、経済成長と人口増加という「二重の成長」に支えられてきたからであり、現在、本市の税収構造は、新たな局面への転換期に入ったと見られます。

○大規模製造業の市外移転、産業構造の転換

本市の産業は、工業団地等の誘致により製造業を中心に発展してきましたが、経済の国際化が進展するとともに、単純な労働集約型量産品から、高度な技術を活用した知識集約型高付加価値型分野への転換が余儀なくされるようになりました。

また、1970年代以降、本市製造業の成長力鈍化に伴い、市内総生産額に占める第2次産業のシェアが大きく低下し、1990年代には、生産コスト等の削減を図るために大規模工場の市外移転が相次ぎました。本市においても、急激なスピードで脱工業化が進展し、産業構造が転換してきたといえます。

一方、商業については、世代交替が困難で品揃えや提供サービスに魅力を欠きがちな地元零細小売店舗が衰退し、大型小売店舗とコンビニエンスストアが売上げを伸ばしてきました。消費者ニーズの多様化や経済成長の低下に伴う消費縮小傾向のなかで、地域における商業のあり方が問い直される状況に至っています。

○大学の新設・拡大

本市には、大阪歯科大学・関西医科大学・関西外国語大学・摂南大学（薬学部）・大阪国際大学・大阪工業大学（情報科学部）の6つの大学が市域の北中部、東部地域に立地し、「学園都市」としての性格を帯びるようになりました。また、関西外国語大学が旧コマツ製作所枚方工場の一部移転跡地に、関西医科大学が旧クラブ枚方工場移転跡地の一部にキャンパスを移転する計画を現在進めています。

市内に立地する大学は、それぞれが専門性の高い大学としての特徴を持ち、大学附属病院のような専門性の直接的な地域還元をはじめ、「若者、大学関係者の増加等による経済効果」、「地域の生涯学習・文化基盤の向上」、「学会・研究会の開催等に伴う交流機会の増大」など、まちの活性化に果たし得る潜在的な可能性は極めて高くなっています。今後、地域における産・学と行政の連携を強化し、新たな産業創造の可能性を追求することなど、「学園都市」としての機能や内実を高度化することが重要となっています。

○人口急増対応型行政需要の沈静化、更新需要の増大

昭和40年代に数多く建設された大規模団地や大規模民間開発地は、その後、それらの開発地と従来の集落地とを結ぶ間の地域に小規模な民間開発を密集させる“呼び水”となり、急速な人口増の要因となりました。このような急激な人口増に対応した行政需要は人口の伸びの鈍化に伴い沈静化したものの、都市基盤整備の積み残しという課題が残りました。したがって、今後、本市では、積み残された都市基盤の整備、すでに整備された都市基盤の適切な維持管理、そして時間の経過とともに高まる都市の修復・更新需要の3つを同時に充足させなければならないという課題を抱えています。

○まちの魅力を低下させる開発

近年、敷地面積の狭隘な、いわゆる狭小宅地住宅が増加しており、居住環境だけでなく防災面での問題を生じています。また、これらの狭小宅地住宅では建物更新期における建替え等が難しく、不良住宅や空き家の増加など、新たな都市問題の要因となる危険性をはらんでいます。

また、本市の宅地化については農地や山林で進展していますが、今後、世代交代や農業経営環境の悪化に伴い、農地や緑地がさらに減少することになれば、自然環境にめぐまれた住宅地という本市のまちの魅力は低下するものと考えられ、農地や緑地を守りながら、良好な市街地を形成することが必要です。

○本市を取り巻く交通環境の変化

都市と都市を結ぶ第二名神自動車道や第二京阪道路といった広域幹線道路や鉄道については、まちを活性化するための都市基盤として、その整備や充実が望まれています。同時に、本市においては、市の東西方向の交通網を整備し、市域内の移動を円滑にすることでまちとしての一体感を醸成しなければなりません。

また、地球環境保全の必要性が高まるなか、環境にやさしい新たな公共交通体系を整備する必要があります。



第2章 基本構想

1. 基本構想策定の視点

私たちがめざすまちの姿を実現するためには、以下の基本的な視点が重要です。

■持続可能な地域発展をめざした地域性豊かなまちづくりの展開

—都市の永続性・永住魅力を高める—

- 人口推移の動向を見据え、世代をつないで住み続けたいと思えるまちを創造すること
- 東部の山々と淀川をつなぐ自然豊かな生活空間を創出すること
- 農地や里山（まちのゆとり空間）を積極的に保全・活用し、市街地の無秩序な外延化を防止すること

—枚方市の個性・独自性・優位性を確立する—

- 自然と身近にふれあえる住宅地域と活力ある中心市街地という多面的な都市の魅力を創出すること
- 産業構造の転換に伴う土地利用転換への対応、市街地の再整備などによる、都市魅力を増大させるための都市更新を推進すること
- 市内に存在する大学の機能や活力を生かすこと
- 本市の歴史や文化を大切にするとともに、新たな市民文化の創出によって「誇りの持てる」まちをつくること

■広域的な観点でのまちづくりの展開

- 自然や文化など広いつながりのなかにまちが存在することを捉えなおすこと
- 環境対策やまちづくりにおけるさまざまな場面で、市域や府県域を越えた広域的な連携と交流を促進すること

■地球環境を視野に入れたまちづくりの展開

- 身近な地域での地球環境保護の取り組みを創造・支援することにより、自然と共生する都市を建設すること

■市民・事業者と行政の協働によるまちづくりの展開

- 行政による情報の開示、説明責任の履行を基礎に、あらゆる場面で市民・事業者がまちづくりに参加し、地域の自治・相互扶助機能を醸成しつつ、市民・事業者・行政の協働の実現をめざすこと

■行政のあり方の転換

一分権と自立の観点ー

- 地域のさまざまな課題について、国に委ねることなく自治体が主となって総合的な観点で取り組むとともに、広域的な観点で行政運営にあたること

ー公開と市民参加の観点ー

- 説明責任の履行、情報の開示、あらゆる場面で市民参加を促進するとの観点で行政運営にあたること

ー効果的・効率的な行財政運営ー

- 従来のような右肩上がりの成長が見込めない厳しい経済・財政状況のもとで、行政役割を見直し、市場機能の活用を図るなかで行政をスリム化すること。そのために、政策・施策・事務事業のそれぞれを適切に評価し、サービス水準の向上と集中すべき事業領域選択の適正化を可能にする行政評価システムの確立が不可欠であること
- 地方税財源の拡充を国に求めつつ、市民のニーズにあった適切な政策の展開を可能にする財政構造を確立すること

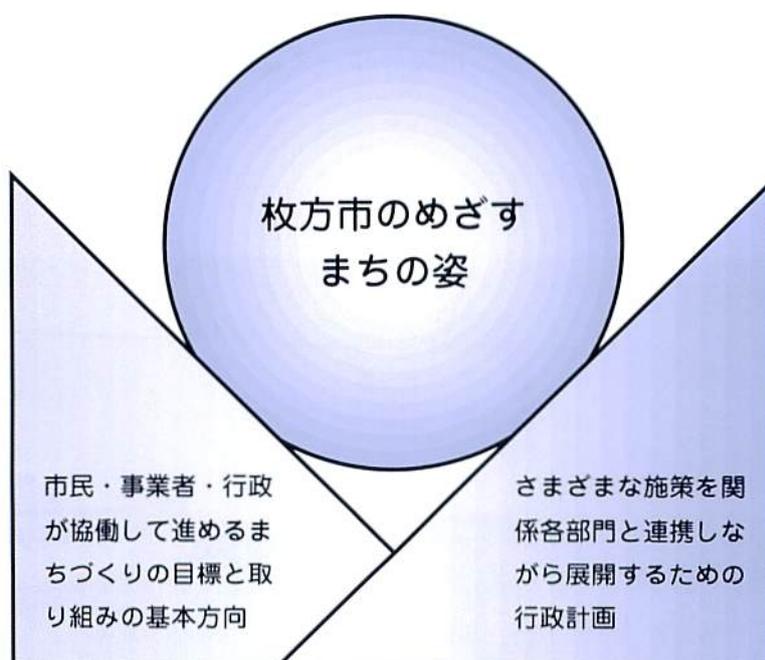


2. 基本構想の前提

- この基本構想の目標年度は、平成27年度（2015年度）としますが、必要に応じて改定するものとします。
- 本市の将来人口は、平成25年（2013年）、約42万4千人をピークに減少すると見込まれます。そこで、平成27年（2015年）における本市の将来推計人口は、約42万3千人と想定します。

3. 基本構想の役割

この基本構想は、21世紀のはじまりにあたり、本市のめざすまちの姿、およびこれを実現するため市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働して進めるまちづくりの基本目標と取り組みの基本方向を定めたものです。同時に、この基本構想は、行政がさまざまな施策を関係各部門と連携しながら、計画的に市政を展開するための行政計画の役割を果たします。

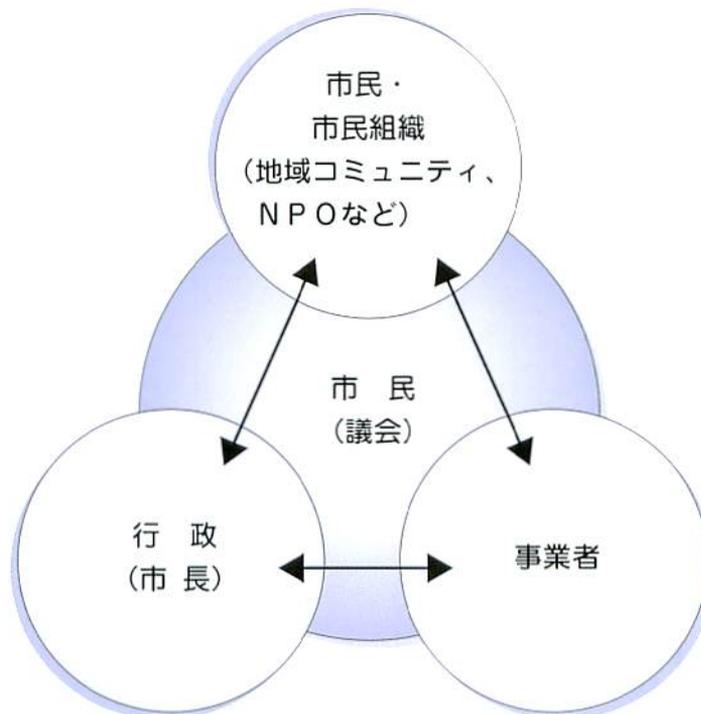


4. 基本構想の実現主体

この基本構想を実現する主体は、「枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）」であり、市民及び地域コミュニティ・NPOなどさまざまな市民組織、市内の事業者と行政との協働を推進します。

【総合計画を実現する主体】

枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）



5. 枚方市がめざすまちの姿

私たちのまち・枚方の持続的な発展と市民生活の向上を実現するためには、先人が培ってきた地域の歴史や文化を愛し、お互いを尊重し、支え合う社会を育むとともに、自然環境の恵みを次世代へ受け継ぐことが求められています。また、常に新たな価値の創造に努め、生き生きとした輝きを発し続けることが必要です。

人と人、人と自然、人とまちの豊かな関わり合いのなかで、そうした営みを積み重ね、心ときめく魅力あるまちをつくることは、私たちのめざすまちの将来の像であり、また、私たちの日々の行動指針でもあります。

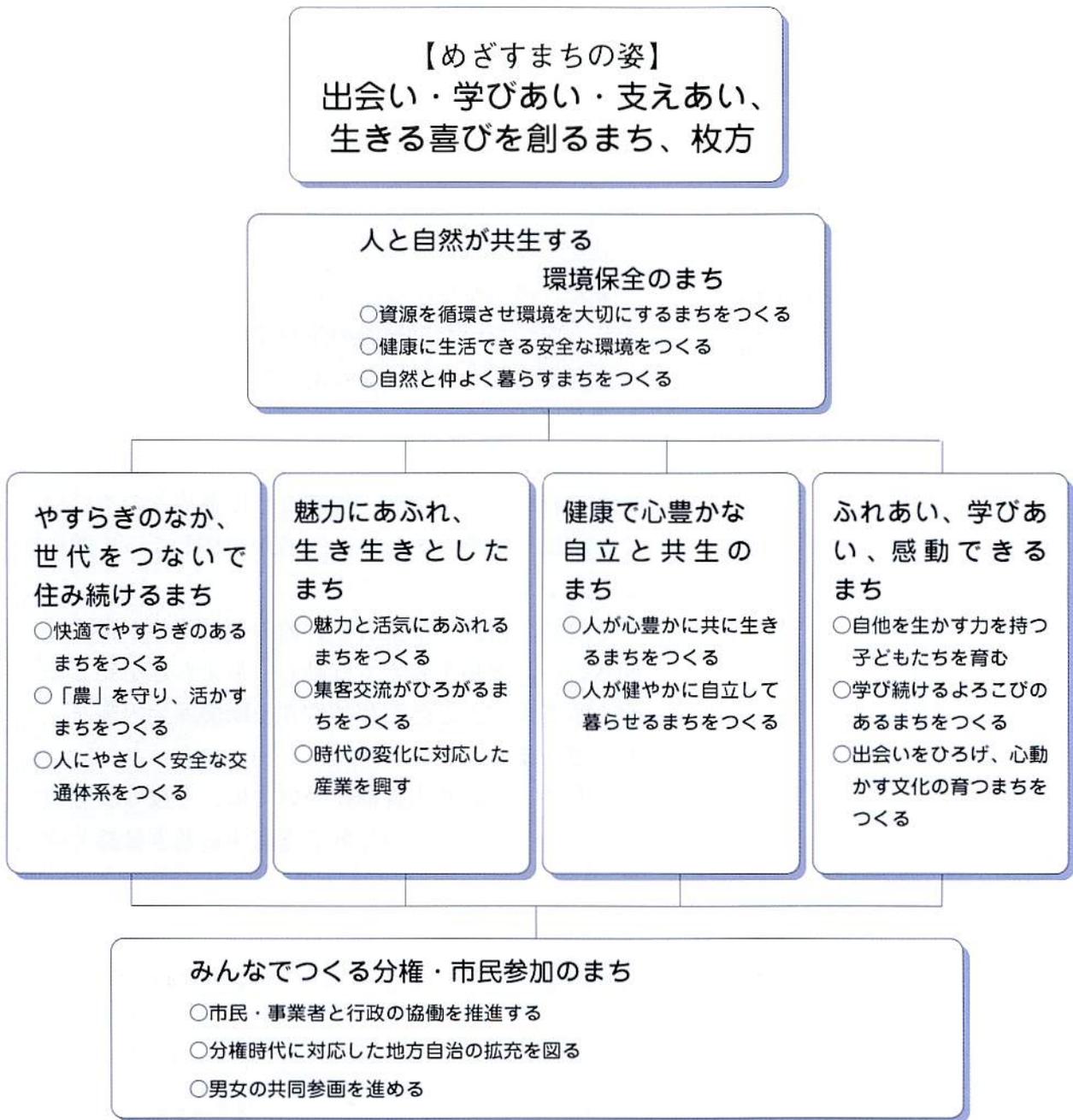
そのため、この基本構想では、私たちがめざす「まちの姿」を「**出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方**」と定めます。



6. まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向

私たちがめざすまちの姿と課題を踏まえ、次のとおり「まちづくりの基本目標」と「取り組みの基本方向」を定めます。

【まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向】



基本目標 1

人と自然が共生する 環境保全のまち

【基本方向】

- 資源を循環させ環境を大切にすまちをつくる
- 健康に生活できる安全な環境をつくる
- 自然と仲よく暮らすまちをつくる

私たちの社会生活や活動と私たちを取り巻く土・水・空気・生き物などの環境は、相互に深く影響を及ぼしています。特に、私たちの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや浪費的な生活様式による地球環境への影響は極めて大きく、私たちには地球や地域の環境をより良好な状態に保ち、次世代に受け継ぐ責務があります。

そのためには、ごみの減量や再生・再使用、エネルギーの有効活用などの取り組みとともに、^{*}ダイオキシン問題など新たな有害化学物質対策を含めて、大気や水、土壌や地盤の保全を図る取り組みを継続・強化しなければなりません。

また、河川や里山などの自然を保全するとともに、それらをつないだ動植物の生息空間を創出し、一人ひとりが自然と身近にふれあって暮らせるまちにしなければなりません。

そして、こうした環境問題への取り組みを従来のように行政による指導・規制だけで進めるのではなく、市民・事業者・行政の三者が一体となって進めることが求められています。

そこで、市民・事業者・行政のそれぞれが自然と向き合い、調和を考えて行動し、やすらぎを感じながらすす “人と自然が共生する環境保全のまち” をめざします。

そして、この基本目標については、今後のまちづくりにおけるすべての分野で考慮する基本目標と位置づけます。

基本目標 2

やすらぎのなか、 世代をつないで 住み続けるまち

【基本方向】

- 快適でやすらぎのあるまちをつくる
- 「農」を守り、活かすまちをつくる
- 人にやさしく安全な交通体系をつくる

本市は昭和40年代からの人口急増、急激な開発・都市化により大きな発展を遂げましたが、現在は停滞傾向になっています。今後、全国的な人口減少時代を迎え、都市間競争の激化が予想されるなかで、本市の活力を維持するためには、人とまちの出会いがより良いものとならなければなりません。

そのためには、市民の視点に立った快適でやすらぎのある安全な生活空間づくりが必要であり、ゆとりある住宅地の維持・形成、公園・下水道などの都市基盤や良好な街並みの整備・保全を進めなければなりません。そして、災害に強いまちづくりや、今後、少子・高齢化の進展が予測されるなかで、⁺ノーマライゼーションの考え方に基づく、まちの⁺バリアフリー化を推進させるとともに、その発展としての、⁺ユニバーサルデザインによるまちづくりも重要です。

また、本市にはまだ多くの農地が存在していますが、年々、転用が進んでいます。農地は新鮮な農産物の供給源であるとともに、まちに残されたやすらぎや防災のための空間として、あるいは自然とのふれあいの場として、さまざまな効果を生み出す貴重な地域資源であり、積極的に保全・活用することが必要です。

また、幹線道路の交通混雑やそれに伴う生活環境への悪影響を解消し、人々が安全・快適に移動し、交流することができる交通体系をつくらなければなりません。

そこで、すべての人々が、快適で安らかに住み続けることができる“やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち”をめざします。

基本目標 3

魅力にあふれ、生き生きとしたまち

【基本方向】

- 魅力と活気にあふれるまちをつくる
- 集客交流がひろがるまちをつくる
- 時代の変化に対応した産業を興す

魅力にあふれ、生き生きとしたまちであるためには、市民がまちに愛着を持ち、そこを舞台にさまざまな社会・市民・経済活動が活発に展開されることが必要です。そして、多くの人々が出会い、交流が行われることでまちの活力が生まれます。特に中心市街地である枚方市駅周辺地域や関西文化学術研究都市として整備が進む東部地域において、枚方の「顔」として、多様な魅力を生み出す活力の創出が必要です。

また、本市ではそれぞれの特色のある大学が6校立地しており、その立地効果を生かした交流機会の増大は、まちの魅力向上につながります。

また、各地域の個性を磨き、歴史、文化、自然、^{*}アメニティ、商業施設などあらゆる観光資源の活用と創造により、人と情報の交流を促進することも重要です。

産業については、本市では工業団地の誘致等による製造業の立地が市の発展を支えてきましたが、今後、時代の変化に対応した産業構造への転換が求められています。特に地域に根ざした産業の育成が必要です。

そこで、さまざまな地域資源を活用しながら魅力あるまちの空間を形成し、市民が誇れるまちづくり、ふるさとづくりを通じて交流の輪を広げるとともに、時代に適合した地域産業を振興し、住み良く働きやすいまちとなるよう、“魅力にあふれ、生き生きとしたまち”をめざします。

基本目標 4

健康で心豊かな自立と 共生のまち

【基本方向】

- 人が心豊かに共に生きるまちをつくる
- 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

平和は市民生活の大前提であり、人類恒久の願いです。さらに地球環境を保全するためには平和な社会が基本であり、国際化が進展するなかで、互いの人権や文化を尊重する関係をつくることがますます重要となっています。

また、家庭・地域でのふれあいや人との関わりのなかで、人に対する思いやりを育み、身近なふれあい・支え合いを感じる地域社会をつくる必要があります。

そして、そうした社会のもとで、市民それぞれが自らの人生や生活の場面に応じて、自らの意思と責任に基づいて必要な保健・福祉・医療などのサービスを利用し、健康で生き生きと自分らしく暮らすことのできるまちを実現しなければなりません。そのためには、介護、子育て、いのちと健康・生活を支える多様な社会資源を整備することが必要です。また、行政には市民がさまざまなサービスに対して自己選択と自己決定ができるよう、支援することが求められます。

そこで、市民それぞれが出会いやふれあいのなかで、人と人が支え合うとともに、住み慣れた地域社会のなかで、人との関わりを持ち続け、お互い助け合いながら、自らの意思で生き生きと活動し、社会に参加できる、“健康で心豊かな自立と共生のまち”をめざします。

基本目標 5

ふれあい、学びあい、 感動できるまち

【基本方向】

- 自他を生かす力を持つ
子どもたちを育む
- 学び続けるよろこびの
あるまちをつくる
- 出会いをひろげ、心動
かす文化の育つまちを
つくる

子どもたちにとって大切な生活の場や学びの場を豊かにすることが求められています。保育所、学校園、家庭、地域社会の教育力の充実や連携の強化により、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、「ゆとり」のなかで自ら学び、考える力や、豊かな人間性、「自他を生かす力」を育むことが必要です。

私たちは、環境問題・国際理解・人権問題など、地域社会の課題であると同時に地球規模の課題に直面しています。また、余暇時間の増大、少子・高齢化の進展、情報化の進展、女性の社会参加の促進などの社会の動きとあいまって、市民の生涯学習や情報社会への適応能力獲得への意欲が増大しており、その内容も高度化・多様化しています。本市にはそれぞれの特色のある6つの大学が存在しており、それらが有する知の集積や機能も活用しながら、よろこびを持って学び続けられる社会をつくらなければなりません。

また、芸術・文化、スポーツとの出会いや人の心を動かす文化を育むとともに、文化財など市民共有の歴史遺産を保存し、未来に伝えることが必要です。

そこで、すべての人が、人とふれあい、社会との関わりを持ち、お互いに学び、成長し続け、心豊かな人間らしい生き方を実現できるよう、“ふれあい、学びあい、感動できるまち”をめざします。

基本目標 6

みんなでつくる 分権・市民参加のまち

【基本方向】

- 市民・事業者と行政の協働を推進する
- 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る
- 男女の共同参画を進める

地方分権の理念のもとに、めざすまちの姿を実現するためには、市民・事業者と行政の三者がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働してまちづくりに取り組む必要があります。特に、まちづくりの計画や政策形成の過程に市民や事業者が参加し、それぞれの立場で役割と責任を共有するルールを確立していくことや、地域コミュニティやNPOなどさまざまな市民組織の自治的活動を活性化することが重要です。

また、まちづくりを含め、あらゆる社会活動の場に男女が社会の対等な構成員として参画する機会を確保できるようにしなければなりません。

行政運営においては、地域のさまざまな課題について、国に委ねることなく市が主となって取り組むこと、総合的で広域的な観点で行政運営にあたること、説明責任を果たすこと、情報開示の姿勢を堅持することが重要です。また、厳しい財政状況のもとで地方税財源の拡充を国に求めつつ、行政役割を見直し、市場機能の活用を図るなかで行政をスリム化し、行政評価によりサービス水準の向上と集中すべき事業選択の適正化を進めることで、市民のニーズにあった適切な政策の展開を可能にする財政構造を確立することが必要です。

こうしたことに取り組みながら、“みんなでつくる分権・市民参加のまち”をめざします。

そして、この基本目標については、今後のまちづくりにおけるすべての分野で考慮する基本目標と位置づけます。

